

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠光会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、1週間につき平均3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
- 4 役員に対する退職慰労金の額は別表第5に定める算式により算出される額とする。
- 5 毎会計年度における役員に対する報酬等の総額は別表第6に定める額とする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員の給与の額は除く。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日に支給）
- (2) 賞与 毎年7月及び12月

- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等の職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費については、別に定める旅費規程に基づき支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって前項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任した場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任又は退任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数は全て切り捨てる。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程の施行をもって、社会福祉法人誠光会役職員の報労金・旅費等支給規程は廃止する。

附則 この規程の施行時点において、常勤の理事に対する報酬、賞与については支給しない。支給を開始する場合は、理事会の決議を経て支給するものとする。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 450,000 円
理事	月額 300,000 円

別表第2（常勤の理事の賞与）

役職名	支給の時期	賞与の額
理事長	7月の賞与	報酬月額×2か月分
理事	12月の賞与	報酬月額×2か月分

別表第3（非常勤の役員の報酬）

(1) 監事

業務内容	日 額
監事監査・指導に係る業務	30,000 円
理事会等会議への出席	20,000 円

(2) 理事長

業務内容	日 額
法人・施設業務のための出勤	20,000 円
理事会等会議への出席	20,000 円

(3) 理事

業務内容	日 額
理事会への出席	20,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000 円

別表第4（評議員の報酬）

業務内容	日 額	備 考
評議員会への出席	10,000 円	各評議員に対し、 年額上限100,000 円 (定款第八条)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円	

別表第5（役員の退職慰労金算定式）

役職名	算定式	備 考
監事 理事長 理事	10,000 円×在任年数	在任年数は1か年単位とし、 端数は切り捨てる。ただし、 1か月未満は1か月に切り上げる

別表第6（役員の報酬等の総額）

対 象	報酬等の総額	備 考
全ての監事	年額 1,000,000 円以内	職員を兼務する役員の職員給与 の額は除く
全ての理事	年額 10,000,000 円以内	

(付記) 別表第1～別表第6の報酬等については、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、支給しない。